

届出書類について

特殊肥料の生産をはじめるときは、下記の書類を2週間前までに提出してください。

- (1)特殊肥料生産業者届出書 正副2通 (記入例を参考に記入してください。)
- (2)特殊肥料調査票 1通 (記入例を参考に記入してください。)
- (3)畜産関係調査票 1通 (動物の排せつ物を原料とする場合)
- (4)個人の場合:住民票(写し可) 1通

法人の場合:登記簿等の会社名、所在地、代表者の氏名の確認ができる書類(写し可) 1通

- (5)成分分析結果 (たい肥、動物の排せつ物の場合)

- i. 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比
- ii. 銅全量 (豚ふんを原料とする場合)
- iii. 亜鉛全量 (豚ふんまたは鶏ふんを原料とする場合)
- iv. 石灰全量 (石灰を原料として使用する場合)
- v. 水分含有量 (上記の成分を乾物当たりで表示する場合)

届出書記入例

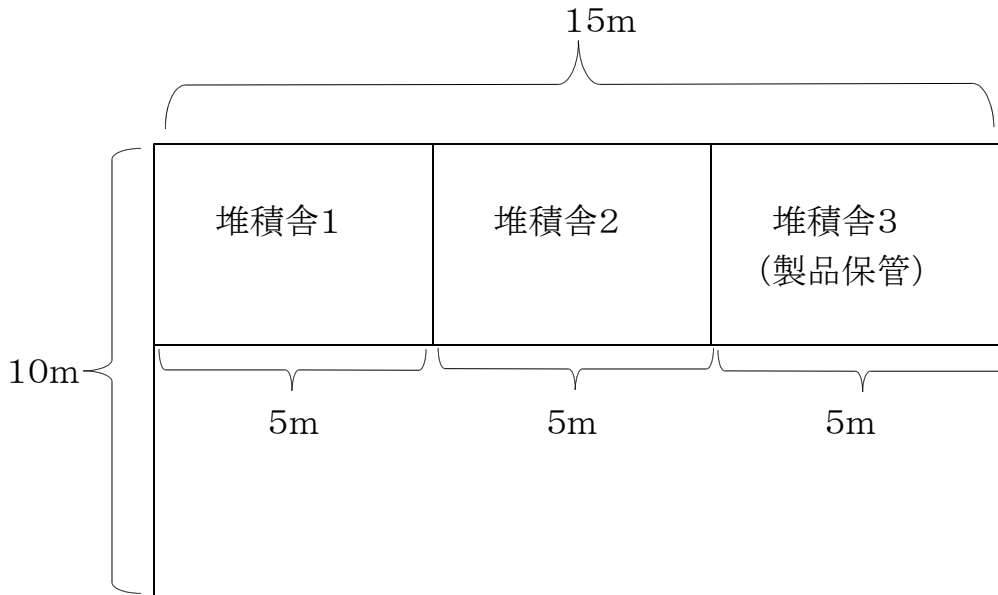
特殊肥料生産業者届出書	
	平成16年8月27日
奈良県知事 殿	
	(〒630-8501) 住所 奈良市登大路町30番地 氏名 (名称及び代表者の氏名) 有限会社 ○○ファーム 代表取締役 奈良 三郎 印 (TEL: 0742-27-7442) (FAX: 0742-22-9521)
個人の場合は住民票、法人の場合は定款等に記載された住所・氏名を記載する。	下記により特殊肥料を生産したいので、肥料取締法第22条第1項の規定により届け出ます。
	記
肥料の主成分や効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称は使用してはいけません。	1. 住所及び氏名 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 奈良市登大路町30 有限会社 ○○ファーム 代表取締役 奈良 三郎
名称がある場合は、()書きで記載する。 2ヶ所以上ある場合は列記する。	2. 肥料の名称 ○○○たい肥
	3. 生産する事業場の名称及び所在地 奈良市登大路町30 (有限会社 ○○ファーム 本店) 橿原市四条町88 (有限会社 ○○ファーム 橿原支所)
	4. 保管する施設の所在地 奈良市登大路町30 (有限会社 ○○ファーム 本店) 橿原市四条町88 (有限会社 ○○ファーム 橿原支所)
	備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

特殊肥料調査票

1. 特殊肥料の指定名

たい肥 動物の排せつ物 その他()

2. 製造施設(面積・見取り図等)



3. 製造工程等

(1)原料の種類及び入手先の名称と住所

原料は、「牛ふん」「もみがら」等の最も一般的な名称で、重量の大きい順に記入してください。

- ・牛ふん (自己経営内発生)
- ・いなわら (自己経営内発生)

(2)製造工程

牛ふん + いなわら(敷料)

↓ 1~2週間後

攪拌(堆積舎1から堆積舎2へ移動)

↓ 1~2週間後

攪拌(堆積舎2から堆積舎3へ移動)

4. 年間生産量(予定)

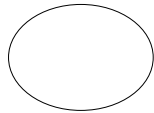
100 t

5. 製品の荷姿及び価格(予定)

バラ(2t) 7,000円

6. 生産する事業場の所在地 (保管する施設の所在地) の略地図

県立美術館



ココ

春日大社



← 近鉄奈良駅

興福寺

天理



7. 備考

特殊肥料の生産を始める前に

特殊肥料の生産で、問題となりやすい事柄に関する主な法令は下記のとおりです。事前に御確認ください。

分類	根拠法	主な規制内容	問合せ先
家畜排せつ物の処理に関する事	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者は、適正に家畜排せつ物の処理および保管をしなければなりません。	・畜産課 ・家畜保健所
廃棄物に関する事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の収集・運搬・処分を業として行おうとする場合や、これらを行う施設を設置する場合は、原則として許可を受けなければなりません。	・廃棄物対策課 ・景観・環境総合センター ・市町村
環境に関する事	水質汚濁防止法	特定施設を設置する事業場は、届出が必要な場合があります。	・景観・環境総合センター ・環境政策課
	大気汚染防止法 奈良県生活環境保全条例	ばい煙発生施設、粉塵発生施設等を設置する事業者は、届出が必要な場合があります。	・景観・環境総合センター ・環境政策課

- ・詳しくは上記の問合せ先へ御照会ください。
- ・その他、市町村条例等に基づく手続きが必要な場合があります。

肥料生産に関する注意事項

特殊肥料の生産や販売に当たっては特に下記のことにご留意してください。

- ① 「たい肥」と「動物の排せつ物」については、「特殊肥料の品質表示基準」に基づく品質表示をしなければなりません。それ以外のものについても、別に定められている様式での表示をお願いします。
- ② 生産に際して、品質が低下するような異物が混入してはいけません。
- ③ 肥料の主成分の含有量や肥料効果に関して、虚偽の宣伝をしてはいけません。
- ④ 生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、生産した肥料の名称と数量を記載してください。生産業者や販売業者に販売したときもその都度、販売した肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名等を記載してください。帳簿は2年間保存してください。
- ⑤ 県から生産量や販売量、販売単価、購入元、販売先等、業務に関して報告を求められることがあります。
- ⑥ 県の職員が、事業場等に立ち入って、帳簿の検査や関係者への質問のほか、肥料を無償で収去して検査することがあります。
- ⑦ 業者が肥料取締法またはこの法律に基づく命令の規定に違反したときや、植物の被害の発生を防止するため必要があるときは、県が当該肥料の販売等を制限したり禁止したりすることがあります。
- ⑧ 届出事項に変更が生じたときや事業を廃止したときは、2週間以内にその旨の届け出が必要です。農林振興事務所や農業水産振興課にお問い合わせしてください。